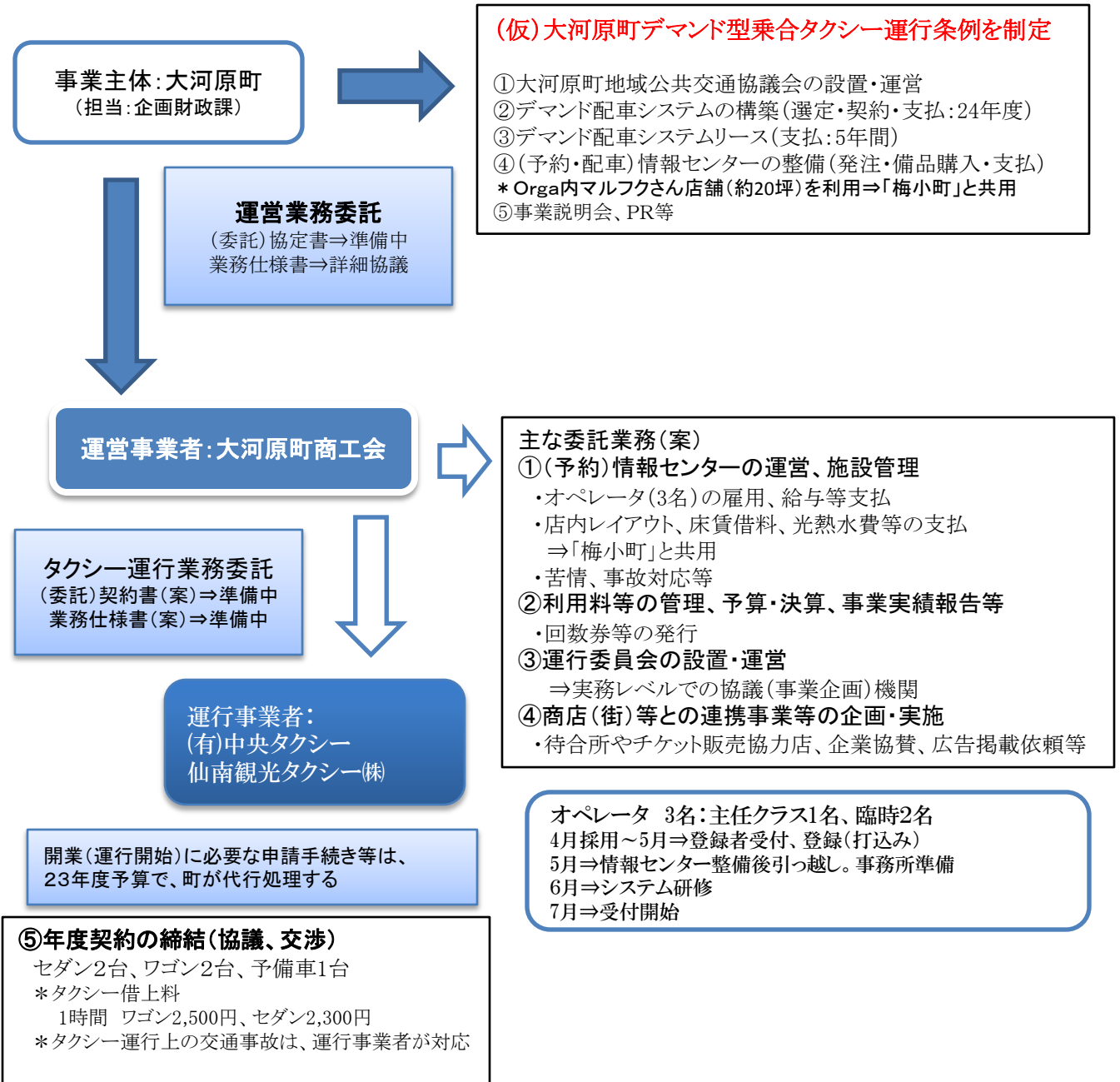


大河原町デマンド型乗合タクシー運行事業のあらまし

1. 事業運営体制



大河原町デマンド型乗合タクシー運行事業のあらまし

2. 運行規程(案)

デマンド型乗合タクシーのPRや利用者登録のためのパンフレット(チラシ)を作成するため、利用者にとって必要な以下の事項について検討しました。また、「イラスト(イメージ)」も作成しました。

①利用対象者(案)

大河原町に居住する方、大河原町内に通勤・通学する方です。

* 原則として、一人で乗り降りできる方。出来ない場合は付添いが必要。利用者が同伴する未就学児は無料(未就学児は一人では利用できない。)

②利用者登録

利用する人は事前に利用者登録が必要です。⇒未就学児は登録の必要なし。

③運行区域

大河原町の町内(行政区域内)に限ります。

④運行日と運行時間

運行日は月曜日から金曜日の週5日間です。土曜・日曜のほか、祝日と年末年始も休みとなります。

運行時間は、午前8時から午後4時30分(運行は午後5時)まで、30分間隔の1日18便となります。

⑤利用料金と減額・免除等(案)

1回の乗車につき300円。

□減額・免除等

➢利用者が同伴する未就学児は無料。⇒未就学児は一人では利用できない。

➢小学生、中学生は100円。障害者手帳をお持ちの方は(等級関係なし、提示が必要)100円。

* 現行の「重度心身障害者タクシー利用助成事業」は当分の間継続する。

* 100円で利用される場合は「現金」での利用となります。

➢利用は、現金か回数券とします。* 原則乗車のときに支払い

➢回数券は「11枚で3,000円」か「12枚で3,000円」の回数券を発行。(予定) * 使用期限1年間

➢免許証の返納者については、回数券(5冊)をプレゼント。(予定)

⑥利用・乗車制限 ⇒利用・乗車をお断りする場合があります。

i 泥酔した人

ii 他の利用者の迷惑となるおそれのある人

iii 安全な運行の妨げとなるおそれのある人

* 旅客自動車運送事業運輸規則第13条に規定するもの

iv 不正な方法等により利用しようとする人

⑦運行規定の変更等

運行に関する規定の変更は、(運営事業者の商工会で設置する)「運行委員会」で協議・検討します。ただし、サービス内容の重要な変更については、協議会で意見を求めながら決定します。

* 協議会に意見を求める事項は、③運行区域、④運行日・運行時間(便数の変更を除く)、⑤利用料金(減額・免除、政策的連携事業の変更は除く)程度と思われます。